

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和7年3月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400577号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400019号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における標準賞与額を、平成23年7月31日は24万6,000円、同年12月31日は17万2,000円、平成24年7月31日は23万7,000円、平成25年8月31日は23万1,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日及び平成25年8月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日及び平成25年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月31日は25万2,000円、同年12月31日は20万2,000円、平成24年7月31日は28万2,000円、平成25年8月31日は24万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日及び平成25年8月31日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和63年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月  
② 平成23年12月  
③ 平成24年7月  
④ 平成25年7月

請求期間①から④までにおいて、A社から賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では標準賞与額の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①から④までについて、請求者から提出された賞与支払明細書により、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、請求者の請求期間①から④までに係る賞与支払年月日については、B社の事業主に照会を行ったが回答を得られなかった上、請求者は、賞与は現金で支払われ、賞与支払年月日を確認できる資料を所持していない旨陳述しており、不明であることから、複数の同僚に係る標準賞与額の記録が確認できる賞与支払年月の末日とし、請求期間①は平成23年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成24年7月31日、請求期間④は平成25年8月31日とすることが妥当である。

したがって、請求期間①から④までの標準賞与額については、賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年7月31日は24万6,000円、同年12月31日は17万2,000円、平成24年7月31日は23万7,000円、平成25年8月31日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から④までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間①から④までについて、賞与支払明細書により、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額を上回っていることが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、平成23年7月31日は25万2,000円、同年12月31日は20万2,000円、平成24年7月31日は28万2,000円、平成25年8月31日は24万2,000円とすることが必要である。

なお、平成23年7月31日、同年12月31日、平成24年7月31日及び平成25年8月31日の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400563号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400018号

## 第1 結論

請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和32年6月から昭和44年3月まで

A事業所で勤務し、B共済組合(昭和\*年\*月に「C共済組合」と改称)に加入していた期間について、C共済組合から退職一時金を支払い済みとの回答をいただいたが、当該退職一時金は受け取っていないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間となるよう記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者について、退職一時金を受給する権利が発生する請求期間に係る退職時の公共企業体職員等共済組合法(昭和31年法律第134号)第54条第1項には、組合員期間1年以上20年未満の者が退職したときは、退職一時金を支給する旨が規定されている。退職一時金の額については、同法第54条第2項により、原則として、「退職一時金基礎額」(同条第3項)から「退職一時金控除額」(同条第4項)を減じて得た額とする規定されているが、同条第5項により、60歳以上で、かつ、通算退職年金等の支給を受けられない者については、一定期間内に申出をすれば、「退職一時金基礎額」に相当する額とする旨が規定されており、同条第6項には、この第5項の申出(以下「第5項の申出」という。)をした者については、当該退職に係る通算退職年金及び死亡一時金は、支給しない旨が規定されている。

また、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第104号)附則第23条には、退職一時金に関する特例として、女子で組合員であつた期間が1年以上20年未満である者が、この法律の公布の日から起算して6年以内に組合員の資格を喪失したときは、その者に対しては、その者が当該資格を喪失した際、通算退職年金を受ける権利を有することとなる場合等を除き、前述の公共企業体職員等共済組合法第54条第5項の規定を適用する旨が規定されていた。

- 2 請求者がC共済組合から取り寄せた退職一時金請求書及び履歴書並びにC共済組合から提出された退職一時金給付台帳により、請求者は請求期間にA事業所において、B共済組合の組合員であったことが認められる。

しかしながら、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う実施事務の取扱いについて（平成9年3月28日庁保険発第9号）」によると、「旧適用法人共済組合員期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされることから、昭和31年7月以降の旧適用法人共済組合員期間（ただし、恩給公務員期間、旧長期組合員期間、脱退一時金及び退職一時金の計算の基礎となった期間を除く。）を被保険者ファイルに収録し、被保険者記録照会を可能とすること。」と記載されているところ、請求期間については、被保険者記録の照会を行ったものの、オンライン記録上のファイルに収録されていないことが確認できる。

一方、請求者がC共済組合から取り寄せた通算退職年金選択申出書、退職一時金請求書及び履歴書並びにC共済組合から提出された退職一時金給付台帳によれば、通算退職年金選択申出書には、請求者の氏名の記載と押印があり、前述の第5項の申出の有無に係る記載については、「受ける」と「受けない」のうち、「受ける」が消され、「退職一時金の額の計算上控除額の控除を受けないことを希望する」という第5項の申出をする旨の記載となっている。退職一時金請求書には、通算退職年金選択申出書と同様に請求者の氏名の記載と押印があり、給付額は当時の法令と履歴書から計算された額と一致しており、事務処理については、昭和44年3月31日退職、昭和44年4月21日請求との記載があり、退職から約2か月後の昭和44年5月16日に支給決定されていると認められる。また、退職一時金給付台帳の記載内容も、退職一時金請求書と一致しており、これらの資料において、当該退職一時金が支払われたことを否定する理由は見当たらない。

これらのことから、脱退一時金及び退職一時金の計算の基礎となった期間等の記録は、国で管理する記録の対象外であり、請求期間については、オンライン記録上のファイルに収録されておらず、当厚生局において、当該期間に係る記録を確認することができない。

また、請求者が退職一時金は受給した記憶がないと主張するほかに退職一時金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400572号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400017号

## 第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1. 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和8年生

### 3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和34年7月11日から昭和36年12月25日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)は、昭和24年から昭和45年にかけてA社B工場に継続して勤務し、請求期間においては、C国にある合弁会社の現地法人であるD社に出向していた。当時の給与は現地法人から支払われ、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、請求期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間の前後において、A社B工場に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する複数の同僚に照会したところ、2名から回答があり、そのうち1名は、訂正請求記録の対象者は請求期間においてA社B工場に在籍していた旨回答している。

しかしながら、A社B工場は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、請求期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除したか否かについて確認することができない上、請求者は訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求期間において訂正請求記録の対象者の氏名はなく、被保険者整理番号に欠番はないことが確認できる上、上記同僚からは請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、具体的な回答を得ることができない。

そのほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。